

○一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会貸付規則

(昭和48年 2月14日制定)

改正	昭和48年 3月28日	平成 2年 2月26日	平成 7年 5月25日	平成18年 2月21日
	昭和48年12月14日	平成 2年 6月11日	平成 7年 9月14日	平成19年 2月 9日
	昭和49年 2月14日	平成 2年12月 3日	平成10年 2月25日	平成20年 2月21日
	昭和50年 3月14日	平成 4年 2月25日	平成11年 2月15日	平成20年 2月27日
	昭和53年 3月 7日	平成 4年 6月 2日	平成11年10月19日	平成25年 2月27日
	昭和55年 6月 4日	平成 5年 3月 3日	平成14年 2月21日	平成25年 5月29日
	昭和58年 2月24日	平成 6年 2月28日	平成14年 5月28日	平成26年 1月16日
	昭和60年 3月13日	平成 7年 2月16日	平成14年11月15日	平成27年 2月 9日
	平成元年 3月 7日	平成 7年 7月17日	平成15年 2月 6日	

(趣旨)

第1条 この規則は、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会運営規則第3条の規定に基づき、会員に対して行う貸付の額、条件等について定める。

(貸付の種類)

第2条 貸付の種類は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に掲げる場合に行う。

(1) 一般貸付

ア 会員（運営規則第10条第2項第3号に規定する再任用職員である会員（以下「再任用会員」という。）を除く。）が臨時（自動車の購入、会員及び被扶養者等の教育資金、会員及び被扶養者等の結婚資金、物品の購入及び生活資金を含む。）に資金を必要とする場合（次号に掲げる場合を除く。）

イ 理事長が特に必要と認めた場合（次号に掲げる場合を除く。）

(2) 住宅貸付 会員（再任用会員を除く。）が自己の用に供する住宅の新築、増築、移（改）築、修理若しくは、購入又は宅地の購入のため資金を必要とする場合

(3) 特別貸付 会員が次に掲げる事由により資金を必要とする場合

ア 会員が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合

イ 会員又はその被扶養者が負傷又は疾病により療養を要した場合で次のいずれかに該当するとき

(ア) その月の医療費が2万円以上のとき。

(イ) 入院加療を要した日数が引き続き15日以上にわたるとき。

ウ 会員又はその被扶養者が高等学校、高等専門学校若しくは大学又は各種学校の教育を受けるため資金を必要とする場合

エ 会員が海外視察、海外留学又は内地留学、その他教育研修のため資金を必要とする場合

オ その他緊急に資金を必要とし、理事長が認めた場合

(4) 看護休暇貸付 看護休暇取得者（再任用会員を除く。）が看護休暇期間中の生活に資金を必要とする場合

2 前項の規定により、貸付を受けた者は当該貸付金の全部を返済するまでは重ねて貸付を受けることができない。

3 会員は、一般貸付、住宅貸付、特別貸付、看護休暇貸付を併せて受けることができる。

(貸付の制限)

第3条 貸付の申込みをする前日まで会員期間が1月未満（新規採用等の条件付採用期間中の会員及び住宅貸付にあつては6月未満）である者及び未成年者に対しては、貸付を行わない。ただし、未成年者については法定代理人による同意書及び続柄を確認できる書類（戸籍謄本等の公的証明書）を提出した場合は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、公立学校共済組合から住宅貸付を受ける資格がある者で会員の期間が1月以上のものについては、住宅貸付を行うことができる。

3 貸付は、第6条各号に掲げる貸付の種類に応じ、それぞれ一口に限り行うものとする。ただし、特別貸付については、二口まで貸付を行うことができる。

4 理事長は、償還の確実性がないと認める者その他不相当と認める者に対しては、貸付を行わないものとする。

(借替)

第4条 理事長は、この規定により貸付を受けている者（以下「借受人」という。）に対して、当該貸付の未償還元利金を新たな貸付金の額から差し引いて貸付を行うことができる。ただし、一般貸付にあつては既貸付の償還回数が24回に満たない場合は新たな貸付を行うことができない。

(貸付金の額)

第5条 貸付金の額は、5万円を単位とし、会員の申込みに応じ、次条に規定する貸付限度額の範囲内で、理事長が定める。

(貸付限度額)

第6条 貸付金の最高限度額は、次の各号に掲げる貸付の種類に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1) 一般貸付 100万円（生活資金を申込事由とする場合は50万円）として第2条（1）イの場合は理事長が特別に定める額

(2) 住宅貸付 100万円

(3) 特別貸付 1口5万円

(4) 看護休暇貸付 50万円

2 貸付は、貸付を受けようとする者（以下「申込人」という。）がその申込みに基づいて貸付を受けたとしたならば、その者に対する貸付に係る第13条第2項に規定する1回当たりの償還額及び別表第1の償還表に定める1回当たりの償還額の合計額が、申込人の給与月額（給料、扶養手当及び地域手当又はこれらに相当する給与の月額の合計額をいう。）の10分の3を超えるときは、行わない。

(利率等)

第7条 貸付金の利率は、理事長が別に定める利率とする。

2 貸付金の利息の額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、特別貸付金及び看護休暇貸付金については、無利息とする。

(貸付の申込み)

第8条 申込人は、別紙様式第1号のイ、ロ又はハによる貸付申込書及び貸付事業における個人情報に関する同意書に所定の事項を記入のうえ署名押印し、所属長を経て理事長に提出しなければならない。

2 一般貸付（50万円以下の生活資金を申込事由とする場合を除く。）を申し込むときは、一般貸付申込書に申込事由の事実を証するに足りる見積書等の書類を添付しなければならない。

- 3 住宅貸付申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 住宅の新築、増築、移（改）築の場合
 - ア 工事請負契約書又は請書の写し
 - イ 平面図
 - ウ 家屋登記簿謄本又は、登記事項証明書（増築、移（改）築の場合）
 - エ 土地登記簿謄本又は、登記事項証明書（申込人の土地登記簿謄本又は地主の土地登記簿謄本及び建築同意書）
 - オ 確認済証の写し
 - カ 住民票の写し等、会員が居住することを証する書類（増築、移（改）築する住宅が自己所有でないとき）
 - (2) 住宅の修理の場合
 - ア 工事請負契約書又は請書の写し
 - イ 平面図
 - ウ 家屋登記簿謄本又は、登記事項証明書
 - エ 住宅所有者の同意書（住宅が自己所有でないとき）
 - (3) 住宅の購入の場合
 - ア 売買契約書の写し
 - イ 平面図
 - ウ 家屋登記簿謄本又は、登記事項証明書（新築で未登記の場合は確認済証の写し）
 - エ 土地登記簿謄本又は、登記事項証明書
 - オ 土地所有者の同意書（契約の相手方と土地所有者が異なるとき）
 - (4) 住宅の敷地の購入の場合
 - ア 売買契約書の写し
 - イ 土地登記簿謄本又は、登記事項証明書
 - ウ 住宅新築工事に係る誓約書
 - 4 特別貸付申込書には、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添付しなければならない。
 - (1) 第2条第1項第3号アに規定する場合 市区町村長、警察署長又は消防署長によるり災証明書
 - (2) 第2条第1項第3号イ（ア）に規定する場合 医療の内容を記載した領収書
 - (3) 第2条第1項第3号イ（イ）に規定する場合 入院日数を証するに足りる書類
 - (4) 第2条第1項第3号ウに規定する場合 進学又は在学の事実を証するに足りる書類
 - (5) 第2条第1項第3号エに規定する場合 教育研修の事実を証するに足りる書類（連帯保証人）
- 第9条 借受人は、特別貸付又は看護休暇貸付を受けるときは、会員資格を取得してから6月以上の会員のうち、その所属長が信用確実であると認める者1名を連帯保証人としなければならない。
- 2 借受人は、連帯保証人が前項に定める連帯保証人としての資格を欠くに至ったときは、直ちに、別記様式第4号の連帯保証人変更届を所属長を経て理事長に提出しなければならない。
（貸付の審査決定）
- 第10条 理事長は、貸付申込書の提出を受けたときは、審査のうえ貸付の可否を決定し、次の各号により処理しなければならない。

(1) 貸付をすると決定したときは、別記様式第2号による貸付決定通知書を所属長を経て申込人に送付し、別記様式第3号のイ、ロ又はハによる貸付借用証書を徴して貸付金を交付する。

(2) 貸付をしないと決定したときは、貸付をしない旨及びその理由を所属長を経て申込人に通知する。

(貸付保険)

第11条 借受人は、次の各号に掲げる貸付を受けるに当たっては、全国教職員互助団体協議会が損害保険会社との間で契約している当該各号に掲げる貸付保険の適用を受けなければならない。

(1) 一般貸付 官公庁等共済組合一般資金貸付保険及び全国教職員互助団体一般資金貸付保険 (以下「一般貸付保険等」という。)

(2) 住宅貸付 官公庁等共済組合住宅資金貸付保険及び全国教職員互助団体住宅資金貸付保険 (以下「住宅貸付保険等」という。)

2 前項の規定の適用を受けるために要する費用は、一般財団法人千葉県公立学校教職員互助会の負担とする。

(保険契約の失効等の場合の措置)

第12条 借受人は、一般貸付保険等又は住宅貸付保険等の契約が失効又は解除された場合には、連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の場合には、第9条の規定を準用する。

(償還)

第13条 借受人は、貸付金の交付を受けた日の属する月の翌月から、最終回の償還額を除き、毎月元利均等額で償還するものとする。

2 前項の規定による償還は、次の表の左欄に掲げる貸付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる償還回数の範囲内で借受人の希望する償還回数により行うものとする。この場合において、1回当たりの償還額は、貸付金の額に理事長が別に定める償還回数に応じた賦金率を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額) とする。

貸付の種類	償 還 回 数
一 般 貸 付	100万円までは、30回から120回 (10回単位)、これを超える金額の場合は120回 (10回単位)、一般貸付で申込事由が生活資金の場合は30回から50回 (10回単位)、自動車購入の場合は30回から70回 (10回単位)、の範囲内で給与から償還できる回数
住 宅 貸 付	

3 前2項の規定にかかわらず、特別貸付については、別表第1の特別貸付償還表に、看護休暇貸付については、別表第2の看護休暇貸付償還表に定めるところにより、毎月均等額で償還するものとする。ただし、再任用会員に適用する特別貸付の償還回数は、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期が終了するまでの間における控除可能な残任期月数内とする。

4 第1項及び第3項の規定にかかわらず借受人は、未償還金の全部を一時に償還することができる。

5 借受人は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、第1項及び第3項の規定にかかわらず、直ちに未償還金を償還しなければならない。

(1) 会員の資格を喪失したとき。

(2) 会員の資格を停止したとき。

(3) 申込みの内容に偽りのあることが認められとき。

(4) その他この規則に違反したと認められたとき。

- 6 借受人が運営規則第10条第3項の各号の一に該当する場合において、償還の猶予を希望する旨の申し出をしたときは、第1項及び第3項の規定にかかわらず、当該育児休業の期間、償還を猶予することができる。
- 7 前項の規定により償還を猶予された借受人の当該償還を猶予された期間中の償還金は、償還を猶予された期間が満了した日の属する月の翌月から償還を猶予された期間中の償還金の全額を毎月均等額で償還しなければならない。
- 8 理事長は、貸付金及び利息の全額が償還されたときは、直ちに借用証書を所属長を経て借受人に返付しなければならない。
- 9 債務不履行のときは、債務者は弁済すべき金額に対して、民法に定める遅延損害金を負担する。

(細則の制定)

第14条 この規則に定めるもののほか、貸付事業の処理に関し必要な細則は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和48年 2月14日から施行し、昭和47年12月23日から適用する。

(特例利率の適用等)

附 則

この規則は、昭和48年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和48年12月14日から施行し、昭和49年 1月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和49年 2月14日から施行し、昭和49年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和50年 3月14日から施行し、昭和50年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和50年 6月12日から施行し、昭和50年 7月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年 3月 2日から施行し、昭和51年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和51年 6月18日から施行し、昭和51年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和53年 3月 7日から施行し、昭和53年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和55年 6月 4日から施行する。

附 則

この規則は、昭和58年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2年 6月11日から施行し、平成 2年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 3年 3月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4年 6月 2日から施行し、平成 4年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 5年 3月 3日から施行し、平成 5年 3月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 6年 1月27日から施行し、平成 6年 1月 1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 6年 7月 1日から施行する。ただし、第 2条第 1項第 4号オを削る改正規定、同条第 3項後段を削る改正規定、第 3条第 3項ただし書中「（育児休業資金貸付を除く。）」を削る改正規定、第 6条第 1項第 4号の改正規定、第 8条第 5項第 6号を削る改正規定及び第11条第 2項を削る改正規定は、平成 6年 4月 1日から施行する。
- 2 平成 6年 4月 1日前になされた育児休業資金の貸付に係る平成 6年 4月 1日以後の返済は、これを免除する。

附 則

この規則は、平成 7年 7月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7年 8月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7年 5月25日から施行し、改正後の財団法人千葉県公立学校教職員互助会貸付規則は、平成 7年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成 7年 8月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 7年10月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月19日から施行する。ただし、第 1 3条第 2項の規定については、平成12年 4月分貸付から適用する。

附 則

この規則は、平成14年 2月21日から施行し、平成14年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成14年 5月28日から施行し、平成14年10月分貸付から適用する。

附 則

この規則は、平成14年11月15日から施行し、平成14年10月18日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年 2月 6日から施行し、平成15年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則の一部改正は、平成18年 2月21日から施行し、平成18年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年 2月 9日から施行し、平成19年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年 5月30日から施行し、平成25年 4月 1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年 1月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年 4月 1日から施行する。

ただし、様式第3号イ～ハの改正については、平成25年4月1日から適用する。